

介護老人保健施設 シンフォニー稲佐の森Ⅱ

< 短期入所療養介護利用料金一覧表 >

【短期入所療養介護（日額）】

基 本 料 金	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービスに係る負担金	①	838円	887円	948円	1,000円	1,054円
介護職員処遇改善加算(I)	②	35円	37円	39円	41円	43円	
サービス提供体制強化加算(I)	③	19円					
夜勤職員体制	④	25円					
食費	⑤	1,380円（朝400円 昼450円 タ530円）					
滞在費	⑥	370円					
日用品費	⑦	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）					
教養娯楽費	⑧	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）					
基本料金合計（4・2人部屋）	① ②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧	3,067円	3,118円	3,181円	3,235円	3,291円	

*②の介護職員処遇改善加算(I)に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【難病やがん末期の要介護者などが日帰りで施設を利用する場合の料金】

時間		3時間以上4時間未満	4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
特定短期入所療養介護費	①	664円	918円	1,275円
サービス提供体制強化加算(I)	②	19円		
食費	③	1,380円（朝400円 昼450円 タ530円）		
滞在費	④	370円		
日用品費	⑤	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）		
教養娯楽費	⑥	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）		
基本料金合計（4・2人部屋）	① ②+③+④+⑤+⑥	2,833円	3,087円	3,444円

【短期入所療養介護における加算】

送迎加算	187円	片道
療養食加算	9円	1食につき (医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合；1日3回まで)
緊急時施設療養費	519円	1日につき（3日を限度）
緊急短期入所受入対応加算	92円	1日につき（7日を限度）
個別リハビリテーション実施加算	244円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

【その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 350円（くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類）
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット 1800円（坊主は 1500円）・パーマ 5000円・毛染め 3500円 髭剃り 500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

介護老人保健施設 シンフォニー稲佐の森Ⅱ

＜ 介護予防短期入所療養介護利用料金一覧表 ＞

【介護予防短期入所療養介護（日額）】

要介護度		要支援1	要支援2
サービスに係る負担金	①	620円	776円
介護職員処遇改善加算	②	26円	32円
サービス提供体制強化加算(I)	③	19円	
夜勤職員体制	④	25円	
食費	⑤	1,380円（朝400円 昼450円 夕530円）	
滞在費	⑥	370円	
日用品費	⑦	200円 （おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）	
教養娯楽費	⑧	200円 （誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）	
基本料金合計 ① ②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧		2,840円	3,002円

* ②の介護職員処遇改善加算(I)に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【介護予防短期入所療養介護における加算料金】

送迎加算	187円	片道
療養食加算	9円	1食につき （医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合；1日3回まで）
緊急時施設療養費	519円	1日につき（月に3日を限度）
個別リハビリテーション実施加算	244円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

【その他の料金】

材料代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき 350円 （くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類）
電話代	実費	通話料のみ
理美容代	実費	カット1800円（坊主は1500円）・パーマ5000円・毛染め3500円 髭剃り500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

介護老人保健施設 シンフォニー稲佐の森Ⅱ

< 短期入所療養介護利用料金一覧表 >

【短期入所療養介護（日額）】（介護保険 2 割負担）

基 本 料 金	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービスに係る負担金	⑨	1,675円	1,773円	1,896円	2,000円	2,107円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	⑩	69円	73円	77円	81円	85円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	⑪	37円					
夜勤職員体制	⑫	49円					
食費	⑬	1,380円（朝400円 昼450円 タ530円）					
滞在費	⑭	370円					
日用品費	⑮	200円（おしぼり・トイレットペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）					
教養娯楽費	⑯	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）					
基本料金合計（4・2人部屋）	②	3,980円	4,082円	4,209円	4,317円	4,428円	
	②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧						

*②の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【難病やがん末期の要介護者などが日帰りで施設を利用する場合の料金】

時間		3時間以上4時間未満	4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
特定短期入所療養介護費	⑦	1,327円	1,836円	2,549円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	⑧	37円		
食費	⑨	1,380円（朝400円 昼450円 タ530円）		
滞在費	⑩	370円		
日用品費	⑪	200円（おしぼり・トイレットペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）		
教養娯楽費	⑫	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）		
基本料金合計（4・2人部屋）	②	3,514円	4,023円	4,736円
	②+③+④+⑤+⑥			

【短期入所療養介護における加算】

送迎加算	373円	片道
療養食加算	17円	1食につき (医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合；1日3回まで)
緊急時施設療養費	1,037円	1日につき（3日を限度）
緊急短期入所受入対応加算	183円	1日につき（7日を限度）
個別リハビリテーション実施加算	487円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

【その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 350円（くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類）
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット1800円（坊主は1500円）・パーマ5000円・毛染め3500円 髭剃り500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

介護老人保健施設 シンフォニー稲佐の森Ⅱ

＜ 介護予防短期入所療養介護利用料金一覧表 ＞

【介護予防短期入所療養介護（日額）】（介護保険 2 割負担）

要介護度		要支援 1	要支援 2
サービスに係る負担金	⑨	1,239円	1,552円
介護職員処遇改善加算	⑩	51円	63円
サービス提供体制強化加算(I)	⑪	37円	
夜勤職員体制	⑫	49円	
食費	⑬	1,380円（朝400円 昼450円 夕530円）	
滞在費	⑭	370円	
日用品費	⑮	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）	
教養娯楽費	⑯	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）	
基本料金合計 ② ②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧		3,526円	3,851円

* ②の介護職員処遇改善加算(I)に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【介護予防短期入所療養介護における加算料金】

送迎加算	373円	片道
療養食加算	17円	1食につき （医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合；1日3回まで）
緊急時施設療養費	1,037円	1日につき（月に3日を限度）
個別リハビリテーション実施加算	487円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

【その他の料金】

材料代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗濯代	実費	希望者のみ1回につき 350円（くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類）
電話代	実費	通話料のみ
理美容代	実費	カット 1800円（坊主は 1500円）・パーマ 5000円・毛染め 3500円 髭剃り 500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

＜ 短期入所療養介護利用料金一覧表 ＞

【短期入所療養介護（日額）】（介護保険3割負担）

基 本 料 金	要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	サービスに係る負担金	①	2,513円	2,659円	2,844円	3,000円	3,161円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	②	99円	105円	114円	120円	126円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	③	55円					
夜勤職員体制	④	73円					
食費	⑤	1,380円（朝400円 昼450円 タ530円）					
滞在費	⑥	370円					
日用品費	⑦	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）					
教養娯楽費	⑧	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）					
基本料金合計（4・2人部屋）		4,890円	5,042円	5,236円	5,398円	5,565円	
① ②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧							

*②の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【難病やがん末期の要介護者などが日帰りで施設を利用する場合の料金】

時間		3時間以上4時間未満	4時間以上6時間未満	6時間以上8時間未満
特定短期入所療養介護費	①	1,989円	2,754円	3,822円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	②	55円		
食費	③	1,380円（朝400円 昼450円 タ530円）		
滞在費	④	370円		
日用品費	⑤	200円（おしぼり・トイレトペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）		
教養娯楽費	⑥	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）		
基本料金合計（4・2人部屋）		4,194円	4,959円	6,027円
① ②+③+④+⑤+⑥				

【短期入所療養介護における加算】

送迎加算	560円	片道
療養食加算	25円	1食3回/日につき（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
緊急時施設療養費	1,555円	1日につき（3日を限度）
緊急短期入所受入対応加算	274円	1日につき（7日を限度）
個別リハビリテーション実施加算	730円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

【その他の料金】

材	料	代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗	濯	代	実費	希望者のみ1回につき 350円（くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類）
電	話	代	実費	通話料のみ
理	美	容	代	カット 1800円（坊主は 1500円）・パーマ 5000円・毛染め 3500円 髭剃り 500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

＜介護予防短期入所療養介護利用料金一覧表＞

【介護予防短期入所療養介護（日額）】（介護保険3割負担）

要介護度		要支援1	要支援2
サービスに係る負担金	①	1,859円	2,328円
介護職員処遇改善加算	②	75円	93円
サービス提供体制強化加算(I)	③	55円	
夜勤職員体制	④	73円	
食費	⑤	1,380円（朝400円 昼450円 夕530円）	
滞在費	⑥	370円	
日用品費	⑦	200円（おしぼり・トイレットペーパー・タオル・石鹸・シャンプー等）	
教養娯楽費	⑧	200円（誕生会・年間行事・レクリエーション・クラブ活動・カラオケ等）	
基本料金合計 ① ②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧		4,212円	4,699円

*②の介護職員処遇改善加算(I)に関して、利用単位数に応じて変動がありますので、合計額は目安の料金になります。

【介護予防短期入所療養介護における加算料金】

送迎加算	560円	片道
療養食加算	25円	1食3回/日につき（医師が発行する食事箋に基づいて食事が提供された場合）
緊急時施設療養費	1,555円	1日につき（1月に3日を限度）
個別リハビリテーション実施加算	730円	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合

【その他の料金】

材 料 代	実費	サークル活動や手工芸（作業療法）などの材料費
洗 濯 代	実費	希望者のみ1回につき 350円（くつ下・タオル・寝巻き・ハンカチ・下着類）
電 話 代	実費	通話料のみ
理 美 容 代	実費	カット1800円（坊主は1500円）・パーマ5000円・毛染め3500円 髭剃り500円

- 被爆者手帳をお持ちの方、生活保護の方は、介護保険のサービスにかかる自己負担分は免除になります。
- 食費・滞在費について介護保険負担額認定証をお持ちの方は、利用料が減額されます。
詳しくは、支援相談員へご相談下さい。
- 端末計算処理の関係でご負担合計金額が料金表と若干異なる場合があります。
- 利用料は、法改正等の諸事情により改正することがあります。

介護老人保健施設

〒850-0062 長崎市大谷町418-1

シンフォニー稲佐の森Ⅱ

TEL 095-862-8600 FAX 095-862-8060

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 本部／

長崎市魚の町3-27 チヂワビル TEL 095-824-5576 FAX 095-828-3498

(別紙1)

「国が定める利用者負担限度額段階(1段階～4段階)」

に該当する利用者等の負担額

- 利用者の負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理の方)が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。)
- 利用者負担第1～第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1～第3段階にある次のような方です。

利用者負担第1段階	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
利用者負担第2段階	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方
利用者負担第3段階	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入額が80万円を超えて、非課税世帯の方)
利用者負担第4段階	上記以外の方

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料を負担すると、自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でお尋ねください。

負担額一覧表(1日当たりの利用料)

	食費	居住費
利用者負担第1段階	300円	0円
利用者負担第2段階	390円	370円
利用者負担第3段階	650円	370円
利用者負担第4段階	1380円	370円